

とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業竣工検査要領

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業実施要領（平成30年4月20日制定。以下「実施要領」という。）の第10に規定する竣工検査（以下「検査」という。）は、「栃木県造林補助事業竣工検査要領」（昭和53年4月21日制定、以下「造林検査要領」という。）、栃木県造林補助事業実施基準（令和元年6月27日制定）、栃木県造林補助事業における森林作業道整備実施基準（令和2年6月1日付け林業産第212号林業木材産業課長通知）及び「栃木県環境森林部補助事業検査要領」（平成6年4月1日制定）の規定によるもののほか、この要領に定めるところにより行う。

(検査員)

第2条 検査は、申請のあった施行地を所管する環境森林事務所及び矢板森林管理事務所の職員の中から、環境森林事務所長及び矢板森林管理事務所長（以下「所長」という。）が命ずる職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

2 現地確認を行う場合は、その信頼性を確保するため、検査を補助する者を含めて原則2名以上の体制により実施するものとする。ただし、GNSSの位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったことが判断できる場合は、1名体制による検査も可とする。

(検査の対象)

第3条 検査は、申請のあった施行地1カ所ごとに行うものとする。

(検査の計画と通知)

第4条 所長は、提出されたとちぎの元気な森づくり未来の森整備事業費補助金交付申請書に基づき、様式1-1の竣工検査計画を立て、様式1-2により事業主体又は代理申請者に通知するとともに、併せて事業主体若しくは代理申請者又はそれらの代理人の立ち会いを求めるものとする。

2 なお、実施要領第10の2の事前竣工（中間）確認の申請があり、その内容が適正と認められる場合には、とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業費補助金交付申請書の提出に先行して現地確認を実施し、後日交付申請に基づき実施する検査の結果と併せて、合否を判定できるものとする。

(検査の認定)

第5条 検査の結果、1施行地の全部又は一部が第8条に定める要件に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不適合である旨を申請者に連絡するものとする。

2 前項の規定により竣工と認めない施行地で一定期間（ただし、当該年度内に限る。）に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

3 当該年度内に手直しが不可能なもので、翌年度に手直しを行ったものについては、翌年度補助対象とし、新規の申請扱いとする。

(復 命)

第6条 検査員は、施行地の竣工を認めたときは、検査結果について様式2の検査調

書を作成し、様式3の検査復命書に添付して復命するものとする。

なお、Aタイプについては、造林検査要領に基づく検査調書の写しを添付するものとする。

(検査調書の保存)

第7条 検査調書及びこれらに類する書類等は、検査復命書及び申請書等とともに事業終了の翌年度から起算して5カ年間保管しなければならない。

第2章 検 査

(共通事項)

第8条 検査の共通事項については、造林検査要領第8条から第22条のうち該当する規定を準用して行うものとする。忌避剤散布（2回目）及び剥皮防止資材設置の申請面積については、造林検査要領第9条による査定面積や森林簿等と照合すること。

2 なお、実施要領第3の2に規定するAタイプの施行地については、造林事業補助金交付申請に基づいて実施した検査をもってとちぎの元気な森づくり未来の森整備事業の検査に代えるものとする。

(施業種ごとの検査事項)

第9条 施業種ごとの検査事項については、造林検査要領第23条から第31条のうち該当する規定を準用して行うものとする。

(現地での確認)

第10条 現地での確認については、造林検査要領第32条のうち該当する規定を準用して行うものとする。忌避剤散布（2回目）については、造林補助事業で現地確認を実施している場合は、造林検査要領第27条の①を省略することができる。

(現地確認の記録)

第11条 検査員は現地確認の資料として、実測図又は設計書に次の事項を朱書きしたものを検査調書に添付する。ただし、GNSSデータが記録された検査写真等により検査位置を特定することができる場合は、当該データを整理し、朱書きしたものと同程度の可読性を担保することで省略することができる。

- ① 検出した測線及び数値
- ② 標準地の位置及び標準地内で検出した数値
- ③ 森林作業道の延長を測定した測点間及びその距離
- ④ 森林作業道の幅員及び横断傾斜を測定した測点及びその寸法、数値

2 検査員は、検査員、検査を補助する者及び立会人並びに現地確認状況（測量成果の照合、植栽本数、伐採本数その他の確認状況）について、施行地毎に写真（撮影年月日・事業名・事業内容・施行地・樹種等を明記した看板を入れる。）を撮影し、検査調書に添付する。なお、これらの写真は、原則としてGNSSデータが記録されたものとする。

3 Aタイプの施行地及び実施要領第3の(3)のアの(イ)及びイの(イ)の事業については、造林補助事業で現地検査を実施している場合は添付を要しないものとする。

附 則 (平成 30(2018)年 8 月 1 日 制定)

この内規は、平成 30 年度事業から適用する。

附 則 (令和元(2019)年 7 月 8 日 林木産第 3 1 5 号 一部改正)

この要領は、令和元年度事業から適用する。

附 則 (令和 2(2020)年 6 月 1 日 林木産第 2 3 4 号 一部改正)

この要領は、令和 2 年度申請の事業から適用する。

附 則 (令和 3(2021)年 3 月 1 日 林木産第 7 3 8 号 一部改正)

この要領は、令和 3 年度申請の事業から適用する。

様式 1-2

番号
年 月 日

事業主体（または代理申請者） 様

所長名

とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業 竣工検査計画について

このことについて、下記により実施しますので、検査に立ち会い願います。

記

- 1 検査予定年月日 年 月 日～ 月 日
- 2 検査員
- 3 検査箇所 別添のとおり
- 4 検査会場

※検査者ごとに作成するものとする。

様式3

復 命 書

命により 年度とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業について、栃木県補助金等交付規則第14条の規定に基づく検査をしましたが、その状況は次のとおりでありました。

年 月 日

所長 様

検査員

所 属

職氏名

記

1 施行箇所

2 事業主体

3 検査結果